# 国立大学図書館協議会

# 図書館情報システム特別委員会 I L L システム専門委員会

第1次報告

# 目 次

報	告
---	---

1. はじめに		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2. 平成6年度において改善実施	すべき課題について	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
(改善実施計画)													
3. 継続して検討すべき課題につ	いて	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
4. 結語		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
改善実施計画案に係る今後の予定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
活動概要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
主査館及び委員名簿		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
参考資料													
平成5年度国立大学におけるIL	L活動に係る実態調査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
同集計結果		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9

#### 1. はじめに

大学図書館で扱う学術情報の加速度的増加に対応するため、従来からの流通メカニズムの中に、制度を新設することなどにより改善を図ってきた。例えば国立大学図書館間にあっては、複写依頼の様式を改めるとともに、複写経費を複写データ処理センターで一括処理し相殺する制度が、昭和54年3月発足した。また、公私立大学等の図書館に対する複写経費の徴収猶予制度は平成元年度から実施された。平成4年度に入ってからは、学術情報センターがNACSIS-ILLシステムをリリースしたことによって、より統合的な事務処理ツールを得ることができ、一層の処理能力の向上が期待されているところである。

一方、理念的な見地から I L L を支える精神について考えてみた場合、それが「互助・互恵」なのか「権利・義務」なのか、必ずしも図書館員の共通認識としてあるわけではない。むしろエンドユーザからの二一ズに押されて、十分な議論をする前に I L L が拡大していったとみるのが実態に即している。しかし理念はともあれ、図書館間における相互の協力を欠いては十分な教育研究支援サービスができないことは自明であり、平成3年度における大学設置墓準の大改正の中でも、図書館問の協力に関する条項が省令として明文化された。このことがもつ意味は、図書館に求められている機能を考える上で大きいものがあるといえる。

さらに、平成5年12月学術審議会学術情報資料分科会学術情報部会は大学図書館機能の強化・高度化を推進していく上で、課題となる事項及びその課題解決のための 方策等について取りまとめを行った。

本専門委員会では、これらを踏まえ、改善すべき事項、拡充すべき機能、新たに検討しなければならない事柄等について検討を重ねてきた。その結果、間題が多様であること、解決に要する時間に長短があること、年度ごとの委員会負担を平滑化する必要があることなどから、まず I L L に係る諸間題を要素ごとに項目化し整理した。今後、項目化された課題は年度ごとの重点的検討課題として選択され、改善実施されることが望ましいものとし、これらの課題のうち喫緊と思われるものを第2項で、継続検討すべきものを第3項で述べることとする。

# 2. 平成6年度において改善実施すべき課題について(改善実施計画案)

文献複写料金徴収猶予制度(以下「徴収猶予制度」という。)については、かねてより改善の要望がなされており、平成5年度第6回国立大学図書館協議会シンポジウムにおいても、制度の運用について改善を求める意見が提出されている。このことから本専門委員会では同問題を喫緊の課題とし、実施方について次のとおり提案する。

# (1) 改善対象項目

- ①徴収猶予制度に係る許可期間を継続可能とすること 本制度に対する申請許可は単年度限りとされているが、これを複数年度化 する方途につき、関係機関等と協議していくことを提案する。
- ②徴収猶予制度に係る許可番号を統一化すること 現在、各大学によって独自に付与している許可番号を統一化すればNAC S1S-ILLシステムの運用上大きなメリットが得られる。このことにつ き関係機関等と協議していくことを提案する。

#### (2) 改善対象項自とした理由

①徴収猶予制度に係る許可期間を継続可能とすることについて

今回の実態調査によれば、毎年4000件以上の許可申請が処理されていることから、仮に「許可条件に違背のない限り次年度も許可を継続する」ことが可能になれば、決裁及び文書交換事務が大幅に軽減され、国を含む当事者間における事務の簡素化を果たすことができる。

②同制度に係る許可番号の統一化について

徴収猶予許可証の発行事務は図書館を初めとし、庶務系、経理系等、大学によってまちまちな部署で行っていることから申請者に対する許可番号は各国立大学ごとに異なるところとなり、許可を受ける側(公私立大学図書館等)にとって、以後の事務処理を極めて煩雑なものとする結果になっている。また、NACSIS-ILLの自動転送のもつ効率性を阻害するところでもある。

しかし、許可書の文中で番号を与えることとした場合、全国共通コードの 採用が可能となり、利便性は飛躍的に向上する。

#### (3) 今後の対応

前記提案について関係機関等と協議を行い、実施可能となれば、国公私立大学図書館協力委員会等において実施方について協議を行うこととする。また、許可番号の統一化については、NACSIS-ILLシステムに深く関わることから、学術情報センターも協議に加わることを要請する。

#### 3. 継続して検討すべき課題について

今後、さらに検討・調査を行う必要のある課題を次にあげる。

# (1) NACSIS-ILLシステムに係るユーザサイドの運用

現在、ILL活動の主要な部分をNACSIS-ILLシステムにおいて処理している。しかしながら、同システムは平成4年度にリリースされたところであり、運用に関する解釈・理解が同システムのユーザ間においては必ずしも統一されておらず、昨今のILL事務処理量を考えたとき、共通理解等の熟成を自然に待つのではなく、能動的に形成していかねばならない状況にあるものと思われる。このことから、NACSIS-ILLのユーザ側運用マニュアルの作成を次期の解決課題とすることを提言する。

ところで、本専門委員会が行った実態調査及び検討結果からみると、国立大学図書館の大小の規模別、人文社会科学系・自然科学系別によりILL活動の様態が異なることが考察されるため、運用マニユアルを作成するに当っては規模別・分野別で構成される作業グループ的な機構が必要となる。また、ダブルスタンダードを出来させないためにも、同システムを利用する他の団体との調整が適宜必要となる。

以上述べたとおり、本件は改善にいたるまで相当の時間を要することから、 改善実施計画策定に向けて平成6年度から重点的に検討していく必要があるも のと思われる。

# (2) 1 L L サービスの拡充

#### ①文献提供体制の整備

学術研究情報ネットワーク等の整備が進展する中で、学内及び学外の利用者から本館はもとより分館等とも直接交信することが可能となった今日、本館・分館(図書室)の区別なく図書館資料への利用要求に迅速に対応できる体制の整備が求められている。大学の機構上の管轄権と図書館活動における機能上の実態を整合していくという観点に立てば、行政及び大学の課題と考えられるが、日常業務の円滑な遂行に関する問題は大学図書館界全体の課題である。

海外からの情報提供の要望に関しては、サービス提供方法や利用料金に係る債権管理の在り方について国立大学図書館協議会でも未検討の課題であることから、関連法令等の研究や実態・実例の把握をしていくことが必要となるであろう。

#### ②大学以外の学術研究機関等との連携協力

ILLの対象先として、大学以外の学術研究機関や都道府県立等の公共図書館との連携協力が求められている。今回の実態調査では、これらの図書館に対するサービスの概数が明らかになったが、学術情報の総体からいえば、

より広範な連携協力関係が必要とされているといえよう。専門分野によっては、大学図書館を中心とする相互協力が行われ、盛んな活動を行っている組織もあることから、こうした形態を他の分野や学協会等へ拡大する方途については、先行する組織の運営方法等を研究していくことも一つの方法である。

# (3) 関連する事項等

前述した課題の検討が進展することによって、新たな課題が生じることが予想される。例えば制度の改善を実施するに当たり、新たな方法・考え方への習熟体制や広報体制を予め整えておくことは重要であり、全体日程を作成するに当り十分な時間配分をする必要がある。なお、このことは図書館活動一般に係る教育・研修体制と重なる部分もあるため、国立大学図書館協議会全体の課題として、同時進行的に検討されることを望むものである。

その他、「現物貸借申合せ」の記述内容の再検討や相殺制度の適用問題、エンドユーザが直接訪問利用する「相互利用」の対象拡大等について検討した。

# 4. 結語

平成5年度において、本専門委員会が4回にわたり検討した結果をまとめ、以上のとおり報告する。なお、参考資料として平成6年1月に実施した「平成5年度国立大学におけるILLに係る実態調査」とその集計結果を付す。

# 改善実施計画案に係る今後の活動動予定

文献複写徴収猶予制度の改善については、かねてより要望のあるところであり又可能な限り 早期に実施することが求められているところである。このことから、平成7年度実現に向けて努力するものとし、今後必要となる活動の概要を次に述べる。

#### 1.「徴収猶予制度に係る許可期問」について

「許可期間」の在り方については、省令等の解釈に係る課題となる。省令等の解釈は、文部省本省が一意に解釈するところであり、常に文部省の指導の下で協議していく必要がある。規程改定等に係る所要期間からみて、平成6年12月までに目途をつける必要がある。

- (1) このことに関する国立大学図書館協議会としての考え方及び公私立大学側からの改善要望について文部省の御理解を得る。
- (2) 省令等における解釈上の問題がクリアできた後は、国立大学長が定める文献複写料金 徴収猶予実施細則(以下「実施細則」という。)等の規程改定が必要となる。このため の大学事務局に対する連絡調整を行う。

#### 2.「徴収猶予制度に係る許可番号」について

「許可番号」の統一化については、実施細則で定める様式の改定及び具体的な統一番号の決定 という二つの作業が必要となる。後者にあっては、コードを決定する作業の一般則に従って、事 前に実態調査を実施する必要がある。

このため、国公私立大学図書館協力委員会と実施方法等について協議することとする。まだ、 コード化及びコードの維持体制等について学術情報センターを含め協議していく予定である。 日程に係る目途については、前記と同等である。

# 活 動 概 要

#### **第1回会合** 平成5年9月2日(木)

- 1. 本専門委員会で検討すべき課題、範囲等について協議した。
- 2. 委員を文献複写班及び現物貸借班に分け、各班で問題の整理を行うこととした。

#### **第2回会合** 平成5年11月4日(木)

- 1. 報告書は、ILLに係る問題の整理とその提示、徴収猶予制度の改善方法及び 次年度以降の活動計画概要の提示を内容とするものとした。
- 2. その他、ILLシステムのユーザマニュアルの作成に向けて準備していくこととした。

# **第3回会合** 平成5年12月13日(月)

- 1. 第2回打ち合わせ結果に基づき協護した。
- 2. 次年度実施予定の実態調査案の作成を行うこととした。

(この間、平成5年度版報告書作成上の参考とするため「平成5年度国立大学におけるI LL活動に係る実態調査」を平成6年1月19日に実施した。)

# 第4回会合 平成6年2月15日(火)

- 1. 報告書素案に基づき協議を行い、原案作成後各委員持ち回りで意見を集約することとした。
- 2. 次年度実施予定の実態調査案は、平成6年度の本専門委員会において継続協議することとした。

# 主査館及び委員名簿

主 査 館 大 阪 大 学 附 属 図 書 館 委 員

(副主査) 滋賀 医科大学 由良 信道 教 務 部 図 書 課 長 京 都 大 学 水野 孝夫 情報 サービス 課 相互利用掛長 (主 査) 大 阪 大 学 三浦 勝利 医 学 情 報 課 医 学 情 報 課 図書館 専門員 同 宮岸 朝子 書 館 大阪外国語大学 岸本 晴広 専 門 义 神戸大学 情 サービス課長 吉田 秀紀 報

同 小川 仁美 情報サービス課情報サービス第二掛長

## 参考資料

#### 平成5年度国立大学における I L L 活動に係る実態調査

## 調査趣旨

本調査は国立大学が実施しているILLサーピスについて、その実態を把握するため行うも のです。返送いただいた回答票をもとに、改善すべき共通の問題点を抽出し、ILLシステム専 門委員会における参考資料とし、国立大学図書館協議会シンポジウム等に寄せられた要望等と ともに検討を加えることとしております。

ILLサービスについては、以前より改善されてきたとはいえ、今後更にサービスの拡充に努 めなけれぱならない要素は多々あります。

本調査の趣旨を御理解いただき、各大学の図書館がかかえている問題点が伝わるよう回答し ていただきたくお願い申し上げます。

#### 調査項目の概要

Α	文献複写サーピス	Z

1 受付業務

1. 1 受理、発送の実態

1. 2 徴収猶予制度の実態

1.3 納入告知書発行の実態

2 依頼乗務

2. 1 校費による依頼の実態 2. 2 借用の実態

2. 2 私費による依頼の実態

B 現物貸借サービス C 海外サーピス

1 受付業務

1. 1 レンディングポリシー

1. 2 貸出の実態

2 依頼業務

2. 1 ポロウイングポリシー 2. 1 現物貸出の実態

1 文献複写サービス

1. 1 受付業務の実態

1.2 依頼業務の実態

2 現物貸借サービス

2. 2 現物借用の完態

# 回答方法

設問は多岐にわたりますので、回答しやすいように該当項目をマルで囲む方式を採用しまし た。なお、「その他」の項に該当する場合は、お手数ですが())内に客かれたキーワードを付 して、求められている事柄を回答票2ページ目の記述欄に記入して下さい。

# 調査内容についての照会先

調查担当員 由良 信道 委員(滋賀医科大学)

FAX : 0775 - 43 - 9236

TEL:0775-48-2076 (直通)

#### 用語説明

大学等 : 大学、短期大学、高等専門学校をいう。

受理: 受け付けたもののうち、謝絶とならなかったものをいう。

現金等: 現金の持参、現金書留、郵便振替、銀行振込、小切手をいう。

送料: 郵送・宅配料をいい、特別な梱包を要するときはその費用も含む。

#### 0 フェイス

# 貴館のサーピス対象についてお答え下さい。

Q1 貴館のサーピス対象学部数

a. 8 学部以上 b. 5 ~ 7 学部 c. 2 ~ 4 学部 d. 1 学部

- Q2 それら学部の研究領域
  - a. 人文·社会学系 b. 自然科学系 c. 複 合

# A 文献複写サービス

#### 1 受付業務

他機関等からの文献複写申し込みを受け付ける場合について、次の設問にお答え下さい。

- 1.1 次に示す種別の図書館等から複写依頼があった場合、どのように受け付けし、発送して いますか?
  - Q1 公立の大学等

#### 受理要件

- a. 納入告知書で処理できる機関の依頼のみ受理
- b. 現金等による依頼のみ受理
- c. 納入告知書の他、現金等によるものも受理
- d. その他 (A1.1Q1 要件)

#### 発送

相手方が徴収猶予制度を利用していない場合

a. 料金収納後発送 b. 送金確認後発送 c. その他(A1.101発送)

#### Q2 私立の大学等

#### 受理要件

- a. 納入告知書で処理できる機関の依頼のみ受理
- b. 現金等による依頼のみ受理
- c. 納入告知書の他、現金等によるものも受理
- d. その他 (A1.1Q2 要件)

#### 発送

相手方が徴収猶予制度を利用していない場合

a.料金収納後発送 b.送金確認後発送 c.その他 (A1.1Q2 発送)

請求書類

現金等による場合、相手方からどのような書類の提出を求められますか?(複数回答可)

- a. 相手方の定めた様式による請求書類
- b. 左記以外の様式による請求書類
- c. その他(A1.102請求)
- Q3 文部省以外の国立機関

過去3年間における受付件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q4 公共図書館·学校図書館

過去3年間における受付件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q5 社団法人・財団法人が設置する図書館

過去3年間における受付件数

- a. 実績はない b. I~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q6 その他の図書館・民間会社・個人

過去3年間における受付件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- 1.2 平成5年度における徴収猶予制度の実施方法についてお答え下さい。
  - Q1 貴館では「国立大学附属図書館における文献複写料金徴収猶予取扱要項」に基づく取扱 いを実施していますか?
    - a. 実施している
    - b. 実施していない(主な理由: A1.2Q1) → 1.3 へお進み下さい。
  - Q2 申請及び許可の実績についてお答え下さい。
    - a. 許可書を発行した

(発行件数 公立 件 私立 件 その他 件)

- ア. すぺての申請に対し許可書を発行した
  - イ. その他(許可しなかった場合の主な理由: A1.2Q2)

- b. 申請はなかった
- Q3 許可を受けた機関から、徴収猶予制度を利用しない複写依頼が過去3年間にありまし たか?
  - a. ある b. ない
- Q4 申請期間の設定についてお答え下さい。
  - a. 申請期間は特に設けず常時受け付けしている
  - b.申請期間を設定し受け付けしている(その時期及び期間:
- Q5 許可書に記載する許可番号(文書番号)を付与する部署はどこですか?

- a. 図書館 b. 庶務系 c. 経理系 d. 学生系

)

- Q6 許可期間についてお答え下さい。

  - a. 単年度限り b. 複数年度( 年間)
  - c. 問題のない限り、自動的に継続
- → 所定の様式による申請書及び許可書があれば1部づつ御恵贈下さい。本回答票とは切り離 して使用します。
- 1. 3 納入告知書の発行についてお答え下さい。
  - Q1 文献単位と納入告知書の発行単位との関係は?
    - a. つねに1文献につき1枚発行する
    - b. どの機関に対しても当日分をとりまとめて1枚発行する
    - c. 相手方の申し出によって、発行単位を変えることができる
    - d. その他 (A1.3Q1)
  - Q2 発行及び料金収納に当たり、過去に何か問題がありましたか?

    - a. ない b. ある(主な実例: A1.3Q2)

#### 2 依賴業務

他機関等へ文献複写の依頼を行なう場合について、次の設問にお答え下さい。

- 2.1 次に示す種別の図書館等へ校費による複写依頼を行なう場合についてお答え下さい。
  - Q1 公立の大学等

支払いに必要な書類(複数回答可)

- a. 納入告知(通知)書
- b. 貴学が定めた様式による請求書類

	過去3年間における依頼件数
	a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
Q 2	私立の大学等
	支払いに必要な書類(複数回答可)
	a. 貴学が定めた様式による請求書類 b. 左記以外の様式による請求書類
	c. その他(A2.1Q2)
	過去3年間における依頼件数
	a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
Q 3	国立国会図書館
	過去3年間における依頼件数
	a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
Q 4	文部省以外の国立機関
	過去3年間における依頼件数
	a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
Q 5	公共図書館・学校図書館
	過去3年間における依頼件数
	a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
Q 6	社団法人・財団法人が設置する図書館
	過去3年間における依頼件致
	a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
Q 7	その他の図書館
	過去3年間における依頼件数
	a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
2. 2	次に示す種別の図書館等に対する、過去3年間における私費による複写依頼件数をお答
え下さい	√ <b>`</b> ₀
Q 1	公立の大学等

c. 前記 b 以外の様式による請求書類 d. その他 (A2. 1Q1)

a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上

- Q2 私立の大学等
  - a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q3 国立国会図書館
  - a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q4 文部省以外の国立機関
  - a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q5 社団法人・財団法人が設置する図書館
  - a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q6 その他の図書館
  - a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- B 現物貸借サービス
- 1 受付業務

他機関等に対する現物貸出サービスについて、次の設問にお答え下さい。

- 1. 1 レンディングポリシー
  - a. 明文化した規則がある
  - b. implicit な (明文化していないが確立した) 規則がある
  - c. その都度対応している
- 1.2 次に示す種別の図書館等から貸出依頼があった場合どのように対応していますか?
  - Q1 公立の大学等

貸出対象

- a. 一定の条件を満たした相手方には貸出できる(その条件: B1.2Q1対象)
- b. すぺての相手方に対して貸出できる
- c. どこにも貸出しない→ Q2へお進み下さい。

送料 (複数回答可)

- a. すぺての送料を相手方が負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B1.2Q1 送料)

過去3年間における受付件数

a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上

#### Q2 私立の大学等

#### 貸出対象

- a. 一定の条件を満たした相手方には貸出できる (その条件: B1.2Q2 対象)
- b. すぺての相手方に対して貸出できる
- c. どこにも貸出しない→ Q3へお進み下さい。

### 送料 (複数回答可)

- a. すぺての送料を相手方が負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B1.2Q2 送料)

#### 過去3年間における受付件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q3 文部省以外の国立接開

#### 貸出対象

- a. 一定の条件を満たした相手方には貸出できる(その条件: B1.2Q3 対象)
- b. すぺての相手方に対して貸出できる
- c. どこにも貸出しない→ Q4へお進み下さい。

#### 送料 (複数回答可)

- a. すぺての送料を相手方が負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B1.2Q3 送料)

#### 過去3年間における受付件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q4 公共図書館·学校図書館

### 貸出対象

- a. 一定の条件を満たした相手方には貸出できる(その条件: B1.2Q4対象)
- b. すぺての相手方に対して貸出できる
- c. どこにも貸出しない→ Q5へお進み下さい。

# 送料 (複数回答可)

- a. すぺての送料を相手方が負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B1.2Q4 送料)

#### 過去3年間における受付件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q5 社団法人・財団法人が設置する図書館

#### 貸出対象

a. 一定の条件を満たした相手方には貸出できる(その条件: B1.2Q5対象)

- b. すぺての相手方に対して貸出できる
- c. どこにも貸出しない→ Q6へお進み下さい。

#### 送料 (複数回答可)

- a. すぺての送料を相手方が負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B1.2Q5 送料)

過去3年間における受付件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q6 その他の図書館・民間会社・個人

#### 貸出対象

- a. 一定の条件を満たした相手方には貸出できる (その条件: B1.2Q6対象)
- b. すぺての相手方に対して貸出できる
- c. どこにも貸出しない→ 2へお進み下さい。

#### 送料 (複数回答可)

- a. すぺての送料を相手方が負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B1.2Q6 送料)

過去3年間における受付件数

a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上

#### 2 依頼業務

他機関等からの現物借用サービスについて、次の設問にお答え下さい。

- 2. 1 ポロウイングポリシー
  - a. 明文化した規則がある
  - b. implicit な (明文化していないが確立した) 規則がある
  - c. その都度対応している
- 2.2 次に示す種別の図書館等へ貸出依頼を行なう場合についてお答え下さい。
  - Q1 公立の大学等

# 借用対象

- a. 一定の条件を満たした相手方を借用対象としている(その条件: B2.201 対象)
- b. すぺての相手方を借用対象としている
- c. どこからも借用しない→ Q2へお進み下さい。

# 送料 (複数回答可)

- a. すべての送料を自己負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B2.2Q1 送料)

過去3年間における依頼件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q2 私立の大学等

#### 借用対象

- a. 一定の条件を満たした相手方を借用対象としている (その条件: B2.2Q2 対象)
- b. すぺての相手方を借用対象としている
- c. どこからも借用しない→ Q3へお進み下さい。

#### 送料 (複数回答可)

- a. すべての送料を自己負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B2.2Q2 送料)

過去3年間における依頼件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q3 国立国会図書館

#### 借用対象

- a. 借用対象としている
- b. 借用対象としていない→ Q4へお進み下さい。

過去3年間における依頼件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- Q4 文部省以外の国立機関

#### 借用対象

- a. 一定の条件を満たした相手方を借用対象としている(その条件: B2.2Q4 対象)
- b. すぺての相手方を借用対象としている
- c. どこからも借用しない→ Q5へお進み下さい。

#### 送料 (複数回答可)

- a. すぺての送料を自己負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B2.2Q4 送料)

過去3年間における依頼件数

- a. 実績はない b.  $1 \sim 9$ 件 c.  $10 \sim 9$ 9件 d. 100件以上
- Q5 公共図書館·学校図書館

#### 借用対象

- a. 一定の条件を満たした相手方を借用対象としている(その条件: B2.2Q5 対象)
- b. すぺての相手方を借用対象としている

c. どこからも借用しない→ Q6へお進み下さい。

#### 送料 (複数回答可)

- a. すぺての送料を自己負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B2.2Q5 送料)

過去3年間における依頼件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上

# Q6 社団法人・財団法人が設置する図書館

#### 借用対象

- a. 一定の条件を満たした相手方を借用対象としている(その条件: B2.2Q6 対象)
- b. すぺての相手方を借用対象としている
- c. どこからも借用しない→ Q7へお進み下さい。

# 送料 (複数回答可)

- a. すぺての送料を自己負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他 (B2.2Q6 送料)

過去3年間における依頼件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上

#### Q7 その他の図書館

#### 借用対象

- a. 一定の条件を満たした相手方を借用対象としている(その条件: B2.2Q7 対象)
- b. すぺての相手方を借用対象としている
- c. どこからも借用しない→ Cへお進み下さい。

#### 送料 (複数回答可)

- a. すべての送料を自己負担 b. 相手方との合意による分担
- c. その他(B2.207 送料)

過去3年間における依頼件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上

#### C 海外サーピス

文献複写及び現物貸借に関する海外サービス(日本国内に代理窓口をおくものやBLDSC、 NLMに係るサービスは除く)の実施状況についてお答え下さい。

- 1 文献複写サービス
- 1. 1 受付業務
  - Q1 受理要件

- a. 一定の条件を満たした依頼のみ受理する(その条件: C1.1Q1)
- b. すべての依頼を受理する
- c. どの依頼も受理しない→ 1.2へお進み下さい。
- Q2 料金の請求(複数回答可)
  - a. 貴館が相手先へ直接請求し収納する
  - b. 仲介機関へ請求し収納する
  - c. ギフトとして処理する
  - d. その他 (C1.1Q2)
- Q3 過去3年間の受付件数
  - a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- 1. 2 依頼
  - Q1 依頼業務
    - a. 一定の条件を満たした相手方に依頼する(その条件: C1.2Q1)
    - b. どこへも依頼しない→ 2へお進み下さい。
  - Q2 予算項目

    - a. 校費による支払のみに限る b. 私費による支払のみに限る
    - c. 校費、私費とも支払う

d. その他 (C1.2Q2)

- Q3 送金方法(複数回答可)
  - a. 貴館が相手先へ直接送金する b. 仲介機関へ送金する

- c. その他 (C1.2Q3)
- Q4 過去3年間の依頼件数
  - a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上

# 2 現物貸借サーピス

- 2. 1 受付業務
  - Q1 貸出対象
    - a. 一定の条件を満たした相手方には貸し出しできる(その条件: C2.1Q1)
    - b. どこにも貸し出しない→ 2. 2へお進み下さい。
  - Q2 送料の請求(複数回答可)

- a. 貴館が相手先へ直接請求し収納する b. 仲介機関へ請求し収納する

c. 互恵無料として処理する

d. その他 (C2.1Q2)

- Q3 過去3年間の受付件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上
- 2. 2 依頼業務
  - Q1 借用対象
    - a. 一定の条件を満たした相手方を借用対象としている(その柔件: C2. 2Q1)
    - b. どこからも借用しない→ 質間は終了しました。御協力ありがとうございます。
  - Q2 送料の送金(複数回答可)
    - a. 貴館が相手先へ直接送金する b. 仲介機関へ送金する

- c. その他 (C2.2Q2)
- Q3 過去3年間の依頼件数

- a. 実績はない b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上

質問は終了しました。御協力ありがとうございます。

# 平成5年度国立大学におけるILL活動に係る実態調査 集計結果(実数)

A WARMEN IS A	1/2/2/							
A. 文版模与サービス 1. 受付業材 解の の M PII	全	分	野 5	34]	,	見 槙	591	
A. 文献複写サービス 1. 受付業務 1. 1. 受付館での処理 Q1. 公立の大学等 受理要件 ************************************	体	人社	自然	複合	Α	В	С	D
b. 現金等による依頼 c. 現金等による依頼 c. 表の他、現金によるものも	2 3 7 6 9 3	4 1 9 0	9 1 7 2	1 0 3 4 3 1	2 0 1 1 1	1 0 1 2 0	2 2 3 1	1 6 5 2 3 1
発送: 相手方が微収猶予制度を利用していない時 a. 料金収納後発送 b. 送金確認後発送 c. その他 Q2. 私立の大学等 受理要件	8 6 1 1	1 1 2 1	2 4 1 6	5 1 2 4	1 1 1 2	1 1 0 2	2 6 1 3	3 8 3 4
る。和人合知會で処理できる機関の依頼 b. 現金等による依頼 c. 第1年知識の他、現金によるものも	2 5 6 6 3	4 1 9 0	1 0 3 1 6 2	1 1 4 4 1 1	2 0 1 1 1	1 0 1 2 0	2 2 1	1 8 5 2 1 1
a. 料金収納後発送 b. 送金確認後発送	8 5 6 1 1	1 1 2 1	2 4 1 6	5 0 3 4	1 1 1 2	1 1 0 2	2 6 1 3	3 7 4 4
C. その他	27 36 30	353	1 0 8	1 6 2 1 1 8	3 7 4	5 4 6	9 1 2 1 1	1 0 1 3 8
d. 100件以上 Q4. 公共図書館・学校図書館	2 0 4 2 2 5 1 5	5 7 2 0	7 1 1 9 4	8 2 4 1 4 1 1	0 2 3 9	0 5 6 2	1 3 1 0 3	1 6 2 2 6 1
c. 10~99件 d. 100件以上 Q5. 社団法人・財団法人が設置する図書館	2 5 4 5 2 9 2	4 7 3 0	1 3 8 9 1	3 0 1 7 1	0 4 9 1	2 7 3 0	7 1 4 9 0	1 6 2 0 8 1
過去3年間における a. 実積 ~ 9件 c. 10~99件 d. 100間上 G. 20世間により G. 3年 第 10~9件 d. 100間により G. 3年 第 10~9件 b. 10~9件	24 36 39	5900	5 7 1 3 6	1 4 2 0 1 9 3	0 6 6 2	3 4 4 1	1 0 9 3	1 3 1 6 1 3
a. 実績なし b. 1~ 9件 c. 10~99件 d. 100件以上 1. 2. 平成5年度における徴収猶予制度の実施	1 0 2 0 3 7 3 4	2 4 6 2	4 4 9 1 4	1 2 2 2 1 8	1 0 4 9	1 3 5 3	4 12 10	1 3 1 6 1 2
Q1. 「文献複写料金聴取猶予取扱要領」により a.実施している b.実施していない	98	14	2 9	5 5 1	1 3	1 2	2 9	44
C. 10~9件 d. 10~9件 d. 10~9件以上 1. 2. 「00度に対ける数収額予制度の実施 平文実施を製造している数据予取扱要施 a. 実施び可能といるない p. 表述可書を受けした	98 49	1 4 5 0	2 8 1 7 0	5 6 2 7 2 0	134	1 3 7 0	2 8 1 3 1 0	4 4 2 5 0
b. 申請はなかった Q3. 許可した機関からの徴収猶予を利用しない依頼 a. あり b. なし	33	3	13	17	5 8	5 8	12	1 1 3 3
Q4. 申請期間の設定 a. 常時受付ける b. 申請期間を設定している Q5. 許可需要的付与部署	71	1 1 3	20	40	4 9	103	23	34
Q 5. 許可書号の付与部署 a. 図書館 b. 世務系	71	11	2 2	3.8	7 0	9	20	35

	15	1 0	2	12	6	3	4 0	2
d. 学生系 Q6. 許可期間						_		
a. 早平度限り b. 複数的に推結	98	14	28	56	1 3	1 3	28	4 4
1.3.納入告知書の発行について Q1.文献単位と納入告知書の発行単位との関係	0	0	0	0	0	0	0	0
a. つねに1文献につき1枚発行する ト 当日公みまとめて1枚発行する	1 8 5 6	3	16	1 1 3 1	2	2	7 1 6	2 3
c. 相手方の申し出により発行単位を変える d. その他	2 1	3 9 0 2	1 6 2 7	1 2	2 9 1 2	2 8 0 3	1 6 1 5	2 3 2 1 1
Q 2. 発行及び料金収納に当たり、トラブルの有無 a.なし				_	1 1 1 1 1			
b. あり 2. 依頼業務	8 3 1 7	1 1	2 5 4	4 7 1 0	9 5	1 2	2 4 6	3 8 5
2. 依頼業務 2. 1. 校費による複写依頼を行うときの処理について Q 1. 公立の大学等								
支払いに必要な書類(複数回答可) a. 輸入告知(通知)書	46	5	1 1	29	4	9	16	16
b. 賞学が定めた様式による請求書類 c. 前記と以外の様式による請求書類	4 6 4 1 5 1 1 1	5 5 1	1 1 9 1 2	2 9 2 7 3 3 7	4 9 6 2	9 9 9	1 6 8 1 6	1 6 1 8 1 9 5
a. なり b. あり 2. 依頼 教費による複写依頼を行うときの処理について 2. 1. 依頼 教費による複写依頼を行うときの処理について Q1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.						_	-	
2. ×4.20	5 6 2 7 1 7	1 0	2 1 8 1	2 5 1 8 1 3	3 4 5 2	4 5 4	1 9 8 4	3 0 1 0 4
d.100件以上 Q2.私立の大学等	172	3	o l	2	2	8	0	0
	5.3	7	15	3.1	9	6	1.3	2.5
b. 前記 a 以外の様式による請求書類 c. その他	5 3 5 9 1 3	7 7 1	15 15 4	3 1 3 6 8	9 8 2	1 2 0	1 3 1 7 4	2 5 2 1 7
c. その他 過去3年間における依頼件数 a. 実績なし					_	3	1 0	_
b. 1~ 9# c. 10~99#	3 7 1 8 3 5	5 4 4	1 8 2 7	1 4 1 2 2 4	2 5 5	10	1 2	2 2 1 0 8 3
d. 100件以上 Q3. 国立国会図書館 過去3年間における依頼件数	9	1	1	7	5	0	1	3
	1 3	1	8	4	1	1	4	7
c. 10~99#	1 3 1 6 4 2	4 7 2	8 1 2 3	2 3 2 7	0	1 1 3 8	4 5 1 1 1 1	24
a. 実績なし b. 1~9件 c.10~99件 d.10~99件 d.100外の国立機関 過去3年間における依頼件数 a. 実 1~9件	32	2	3	21	9	8	1 1	4
a. 実績なし b. 1~ 9件	5 3 3 1 1 9	1 1 3 0	2 2	2 0 2 1 1 7	2	4	1 5 9 7	3 2 1 1
c. 10~99件 d. 100件以上	1 9	ŏ	2 2 7 2 0	17	2 5 7 0	4 6 3 0	7 0	2 0
b. 1~ 9件 c. 10~99件 d. 100件以上 Q5. 公共図書館・学校図書館 過去3年間における依頼件数					Ů	Ů		
a. <b>*****</b> *******************************	6 6 2 6	9 5 0	3 0	2 7 2 0 1 1	5 5 4	2 8 3 0	21	3 8 5 2 0
b. 1~ 9件 c. 10~99件 d. 100件以上 Q6. 社団法人・財団法人が設置する図書館 過去3年間にと	1 1	0	0	1 1	4 0	3	8 2 0	2 0
Q 6 . 社団法人・財団法人が設置する図書館 過去3年間における依頼件数								
h 1~ 94	4 4 1 9 2 7	9 2 2	1 4 5 6 6	2 1 1 2 1 9	3 2 6 3	0 8	1 3 6 7	2 4 1 1 6
で、10~99件 d、100件以上 Q7. その他の図書館	2 7 1 3	1	6	1 9	3	1	5	6 4
過去3年間における依頼件数 a.実績なし	6 6	12	27	27	7	6	1.0	3 4
b. 1~ 9件 c. 10~99件	19	1 1	1 3	2 7 1 7 9	5 2 0	6 3 3	1 9 4 5 3	7 3
d. 100件以上	5	ô	ő	5	ő	ì	3	1
Q1.公立の大字等 a.実績なし	2 0	0	8	12	1	1	8	1.0
b. 1~ 9件	2 0 3 5	7	10	12	1	5	13	1 6

	4 1 7	7 0	9	25	102	7 0	7 3	17
2. (4. (4. (4. (4. (4. (4. (4. (4. (4. (4	5 48 45	0 1 5 8	3 1 5 1 0	2 1 2 8 2 7	1 0 2 1 1	0 0 6 7	3 1 1 5 1 2	1 4 2 5 1 5
a. 実 1 0 9件 c. 10~99件 d. 10∨99以上 d. 10∨90 d. 10∨90 d. 10∨90 a. + 10~90 b. 10~	2 0 1 7 5 1 1 5	2 3 7 2	1 2 6 1 2 1	6 8 3 2 1 2	1 0 5 8	0 2 9 2	9 5 1 4 3	1 0 1 0 2 3 2
d. 100件以上	47 40 16 0	7 7 0 0	2 0 8 3 0	2 0 2 5 1 3 0	1 4 9 0	4 7 2 0	1 5 1 3 0	2 7 1 6 2 0
c. 10~99件 d. 100件以上	4 0 2 5 3 6 2	7 3 4 0	1 2 4 1 4	2 1 1 8 1 8	2 2 9 1	4 4 5 0	1 4 8 9 0	2 0 1 1 1 3 1
d. 100件以上	5 4 2 9 2 0 0	7 4 3 0	2 4 5 2 0	2 3 2 0 1 5	4550	6 3 4 0	1 7 1 0 4 0	2 7 1 1 7 0
B. 現物貸借サービス 1. 受付業務 1. 1. レンディングポリシー								
a. 明文化した規則がある b. implicitな規則がある c. その都度対応している 1. 2. 次の図書館から貸出依頼があったときの処理	3 4 4 2 1 9	6 3 5	7 1 6 5	2 1 2 3 9	4 6 2	5 5 2	1 0 1 1 7	1 5 2 0 8
1.2.次の図書館から貸出依頼があったときの処理 Q1.公立の大学等 貸出対象								
a. 一定の条件を満たした相手には貸出する b. すべての相手に貸出する c. 貸出しない 送料 (複数同答可)	1 5 8 0 7	1 1 1 1	2 2 4	$\begin{smallmatrix}&8\\4&7\\2\end{smallmatrix}$	4 9 1	1 1 1 1	2 4 3	3 6 2
質出対象 a. 定定の条件を満たした相手には貸出する b. 食相手に受出する c. (模数での可) a. 付妻の送付を相手が負担する b. 相手が負担 b. 相手が負担 た. 3年間はよる で、3年間はなし 過去3年間になし も、9年	9 4 2 2	1 3 0 0	2 8 0 0	5 3 2 1	1 3 0 1	1 3 0 0	2 6 1 0	4 2 1 0
a. 実績なし b. 1~ 9件 c. 10~ 9件 d. 100件以上 Q2. 私立の大学等 貸出対象 a. 一定の条件を満たした相手には貸出する	17 41 28 8	2650	1 4 6 1	9 2 1 1 7 7	0 2 7 4	1 7 3 2	1 2 1 0 1	1 2 2 0 8 1
資出対象 a. 一定の条件を満たした相手には貸出する b. すべての相手に貸出する c. 貸出しない 送料(複数回答可)	1 6 8 0 6	1 0 1	2 3 3	4 7 2	4 9 1	1 2 0	2 4 3	3 5 2
a. マペアの送料を相手が負担する b. 相手方との合意による負担 c. その他 過去3年間における受付件数	9 4 2 1	1 3 0 0	2 8 0 0	5 3 2 0	1 3 0 0	1 3 0 0	2 6 1 0	4 2 1 0
a. 実績なし b. 1~ 9件 c. 10~99件 d. 100件以上 Q3. 文部省以外の国立機関 貸出対象	5 2 8 5 2 1 1	0 5 8 0	1 2 1 1 2	1 1 3 3 9	0 1 5 7	0 1 1 1 1	0 1 1 1 3 3	1 5 2 3 0
ロハ   ロハ   ロハ   ロハ   ロハ	2 0 7 0 1 1	1 0 1	2 0 5	1 2 4 0 5	4 7 3	1 0 0	2 1 3	3 <sup>8</sup> <sub>2</sub>
a. はずべての送料を相手が負担する b. 相手方との合意による負担 c. その他 過去3年間における受付件数	8 6 3 0	1 1 0 0	2 5 1 0	5 0 2 0	1 1 0 0	1 3 0 0	2 4	3 8 2 0

a. 実績なし b. 1~ 9件 c. 10~99件 d. 100件以上	4 9 3 4 8	8 5 0	1 4 9 3	2 7 2 0 5	4 4 3	4 7 2	1 6 8 3	2 5 1 5 0
U.4. 公共図書館・学校図書館 貸出対象	Ō	Ŏ	ő	ŏ	ŏ	0	ŏ	ŏ
a. 一定の条件を満たした相手には貸出する b. すべての相手に貸出する c. 貸出しない 送料 (複数回答可)	2 0 6 2 1 9	1 0	1 9 7	1 3 3 3 1 1	4 7 3	4 8 1	1 7 8	3 <sup>8</sup> <sub>7</sub>
a. すべての送料を相手が負担する b. 相手方との合意による負担 c. その他 過去3年間における受付件数	7 9 2 0	1 1 0 0	2 4 0 0	4 4 2 0	1 1 0 0	1 2 0 0	1 9 1 0	3 7 1 0
a. 実績なし b. 1~ 9件 c. 10~99件 d. 100件以上 Q5. 社団法人・財団法人が設置する図書館 貸出対象	3 7 3 3 1 3 0	7 4 2 0	1 6 6 2 0	1 4 2 3 9 0	0 6 5 0	3 7 2 0	1 3 7 2 0	2 1 1 3 4 0
a. 一定の条件を満たした相手には貸出する b. すべての相手に貸出する c. 貸出しない 送料(複数何答可)	2 0 4 9 3 3	4 7 3	1 7 9	1 1 2 5 2 1	0 6 8	4 6 3	1 3 9	2 4 1 3
a、すべての送料を相手が負担する b. 相手方との合意による負担 c. その他 過去3年間における受付件数	6 7 1 0	1 0 0 0	2 2 0 0	3 5 1 0	6 0 0	1 0 0 0	1 9 1 0	3 2 0 0
a. 実績なし 9件 b. 1~ 9件 c. 10~99件 d. 100件以上 Q6. その他の図書館・民間会社・個人 貸出	5 5 1 3 1 0	8 3 0 0	1 9 3 0 0	2 8 7 1 0	3 2 1 0	9 1 0 0	1 7 4 0 0	2 6 6 0 0
a. 一足の条件を満たした相手には賃出する b. すべての相手に貸出する c. 貸出しない 送料(貨数)回答司)	3 3 1 5 5 4	5 3 6	8 5 1 8	2 0 7 3 0	2 1 1 1	6 2 5	1 0 4 1 6	1 5 8 2 2
a. 対 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	4 7 1 0	800	1 3 0 0	2 6 1 0	3 0 0	800	1 3 1 0	2 3
a. 美様なし b. 1~ 9件 c. 10~99件	3 7 1 0 1 0	3 4 1 0	1 1 2 0 0	2 3 4 0 0	2 1 0 0	7 1 0 0	1 0 3 1 0	1 8 5 0 0
2. 依頼	7 4 2 5 1	0 4 9	3 1 4 1 3	2 4 2 9	1 0 3	1 1 1 1	3 1 1 1 6	2 0 2 1
a. 一定の条件を満たした相手を対象とする b. すべての相手を対象とする c. 借用しない 送料(複数回答可)	15 79 8	1 1 2	2 4 3	1 0 4 4 3	5 8 1	1 3 0	2 2 3	3 <del>6</del> 4
日本・日本 日本 日	8 1 1 9 1	9 4 0	2 3 6 0	4 9 9 0	1 3 0 0	1 2 3 0	2 2 6 0	3 4 1 0 0
A ままなりる	4 7 2 6 1 8 4	5 3 3	1 6 8 4 0	2 6 1 5 1 1 3	3 2 7 1	5530	1 7 6 4 1	2 2 1 3 4 2
田内人 ロープの条件を満たした相手を対象とする b. すべての相手を対象とする c. 借用しない 送料(複数回答可)	1 5 7 9 8	1 0 3	2 5 2	1 0 4 4 3	5 8 1	1 3	2 3 4	3 5 3

a. すべての送料を自己負担 b. 相手方との合意による負担	82	9	24	4 9	1 3	1 2	2 2	35
c. その他 過去3年間における依頼件数	18	93	6	9	0.	1 2 3 0	5 0	1 0
a. 実績なし 9件 b. 1009件 c. 10099件 d. 100回答 d. 100回答 d. 100回答 d. 100回答 d. 100回答 d. 100回答 d. 100回答 d. 100回答 b. 目用対象としている b. 信用用対象としていない 過去。 過去。	35 49 4	0 5 5	1 7 7 1	1 3 3 7 2	1 0 1 1 1	1 1 2 0	1 3 1 0 2	2 1 1 6 1
a. 信用対象としている b. 信用対象としていない 過去3年間における依頼件数	8 9 1 2	1 3 1	2 4 7	5 2 4	1 4 0	1 1 2	2 5 4	3 9 6
a. 実績なし b. 1~ 9件 c. 10~99件 d. 100件以上 Q4. 文部省以外の国立機関	1 1 1 5 4 1 2 5	0255	8 7 9 1	3 6 2 7 1 9	0 0 1 1 3	0 1 7 4	3 4 1 5 4	8 1 0 1 8 4
a. 一正の条件を確たした相手を対象とする	1 0 6 5 2 7	0 9 5	2 0 8	7 3 6 1 4	1 7 6	1 0	2 1 6	2 7 1 4
こ・信報の はする により	6 6 1 6 1	820	1 8 7 0	4 0 7 0	8 0 0	1 1 3 0	2 0 6 0	2 7 7 0
本の ま、実績なし b. 1~ 9件 c. 10~99件 d. 100件以上 Q5. 公共図書館・学校図書館 借用対象 信用対象 信用・一定の各件を満たした担手を対象とする	6 2 1 0 5 0	8 1 0 0	2 1 1 1 0	3 3 8 4 0	4 1 3 0	8 4 0 0	2 2 2 2 0	2 8 3 0 0
り、すべての相手を対象とする	13 64 25	1 1 3	1 9 1 1	1 2 3 4 1 1	5 6 3	1 1 1	1 7 9	3 3 0 1 2
	6 5 2 0 2	9	1 6 6 0	4 0 1 1 1	9 2 0	1 1 4 0	1 7 5 0	2 8 9 1
c. その他 過去3年間における依頼件数 a. 実績なし b. 1~ 9件 c. 10~99件 d. 100件以上 4. 101法人・財団法人が設置する図書館 借用対象	3 7 2 3 1 7	4340	1 4 4 2 0	1 9 1 6 1 1 1	1 2 8 0	5520	1 4 7 1 0	1 7 9 6 1
a. 一定の条件を満たした相手を対象とする b. すべての相手を対象とする	9 5 3 5	0 9 5	3 1 7 1 1	3 2 1 9	1 6 7	1 0 2	1 7 9	2 5 1 7
さ、「個用しない 送料(複数でする送料を自己負担 も、相手のの合意による負担 と、その他 選去の年間における依頼件数	5 8 1 5 1	8 2 0	1 7 4 0	3 3 9 0	6 2 0	1 0 3 0	1 6 6 0	2 6 4 0
a. 実績なし 9件 b. 10~99件 c. 10~99件 d. 100件以上 27. その他の図書館 借用対象	5 7 7 4 0	7 1 1 0	1 8 1 1 0	3 2 5 2 0	3 2 2 0	1 0 1 0 0	1 6 4 2 0	2 8 0 0 0
a. 一定の条件を満たした相手を対象とする b. すべての相手を対象とする c. 借用しない 送料(複数回答可)	9 4 8 4 4	0 8 6	1 2 1 6	2 8 2 2	1 4 8	1 0 3	4 1 4 1 2	2 0 2 1
a、する場合を自己負担 a、するの送料を自己負担 b、相手方との合意による負担 c、その他 過去3年間における依頼件数	5 0 1 3 1	7 2 0	1 3 2 0	3 0 9 0	4 2 0	1 0 2 0	1 3 6 0	2 3 3 0
過去3年間における依頼件数 a.実績なし b. 1~9件 c. 10~99件 d. 100件以上	4 8 9 2 0	8 0 0	1 4 1 0 0	2 6 8 2 0	2 2 2 0	7 3 0 0	1 7 2 0 0	2 2 2 0 0

C 1 1	Q	1	夕蔵	サ複受受コ	丁藁	楚			, to	3E+.	. 1	÷.(:	to diffe	たさ	O. 13H -	+ 2
	Q	2		bc料ab	すどの相仲ギ	べの請手介っ	って依求先機に不の軽(へ関し	は依も複直へ	「頼受数接請」	『を理回請求』に受し答求す	理な可する	(すい)る。	5	16.3	乙庄	する
	Q	3		d過abc	1そ3実 1	/の年積10	「他間な~~	受 99	付件件	CF 73	. ,	9				
1	Q	2	:	d依依ab	Ŋ		0件の条件			黄た	にし	た村	日手	方に	依	順する
	Q	2		子知 abc	9. LEI	Ħ						限限さ				
	Q	3		d. 送a. b.	で方相仲	法手介	単復を関									
	Q	4		過ab.	:3 実	年績	æ	受	付任							
2	Q	現し	物	Cd貸受貸。 能作出	1サ業が	0   發	0件	以	上							
	Q			ab送a.	一質の相	定出請手	かしせた	件い複直	を数接	首 た 音水	し可し	た札 )収解	手	にはる	貨	出する
	Q	3		ď. 過去	₹ 3	の任用	間の	へと 受	調し付付	状の生数	収理	納する	Ś	•		
2		2		a. b. c. d.	失 1 1	献へ00	なし ~9 0件	9	件件							
2	a a	1	:	依借るり送	对	图,	の条なく	件い機	を活動に	南た 司答	し可	た村 )	手	を対	象。	とする
	Q	3		ab送abc過	ŧЗ	蚌	前の	置へ 受	接送付付	受金 牛数	する	<b>3</b>				
				a. c. d.	夹 1	積な 10~	なし	9	件件							

2 7 2 9 4 2	4 6 4	7 5 1 7	1 6 1 8 2 1	5 5 4	4 4 5	8 1 1 1 1	1 0 9 2 2
1 5 7 4 2 4	3 2 7 1	4 1 8 0	8 4 2 6 3	2 1 8 1	1 7 1	5 1 1 5 1	7 4 1 1 1
25 24 63	5 4 1 0	6 7 0 0	1 4 1 3 5 3	1 3 4 2	4 3 1 0	1 2 1 1	1 5 6 0
3 9 6 1	5 9	$2\overset{7}{3}$	2 7 2 9	7	7 6	1 2 1 8	1 3 3 0
1 0 2 1 3	0 1 3 1	2 1 4 0	3 8 1 4 2	2230	0 2 4 1	2352	1 3 9 0
2 5 9 1 4	3 1 1	4 2 3	1 8 6 9	5 1 2	6 2 2	5 3 7	9 3 2
7 8 1 5 5	1 1 3 0	4 1 1 0	2 6 1 1 5	0 0 1 4	0 1 5 1	3330	4 4 6 0

17 81	1 2	2 7	1 3 4 2	1 3	1 2	2 2	3 <sup>7</sup>
5 2 7 3	0 0 1 0	0 1 1	5 1 4 2	0 0 1 0	1 0 0 0	2032	2 2 2 1
1 5 2 0 0	1 0 0 0	3000	1 1 2 0 0	0 0 0	2 0 0	4 2 0 0	8 0 0
3 3 6 7	3	2 5 2 5	2 5 3 1	7	5 8	11	1033
17 4 .14	2 0 1	2 1 2	1 3 1 0	502	3 1 2	4 1 7	5 2 2
1 0 1 1 7 5	1 2 0 0	2 3 0 0	7 6 7 5	1 0 2 4	0 1 3 1	5 4 2 0	4 6 0 0